添付を省略した書類

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第21 条第１項に基づき、下記のとおり書類の添付を省略します。

記

１　省略した書類を添付した申請書名

２　添付を省略した書類名一覧

※１　申請書様式中に添付省略の記載欄に省略した旨を記載した場合、本様式を改めて添付する必要はありません。

※２　添付を省略した書類名は、省略等せずに正確に記載してください。